

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【建築用製品及び家具（CG-BF）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**建築用製品及び家具 (CG-BF) 産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

| | |
|-------------------------|--|
| 産業の説明 | <ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies) 、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している |
| 開示トピック及びトピックサマリー | <ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている |
| 技術的プロトコル | <ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する |
| 活動指標 | <ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している |

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

| トピック | 指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|-------|---|--------|-----------------|--------------|
| | 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述 | 説明及び分析 | 該当なし | CG-AA-440a.1 |
| 原材料調達 | 環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに） | 定量 | 重量ごとのパーセンテージ(%) | CG-AA-440a.2 |

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

| コード： CG-AA- 440a.1 | 指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述 | 測定単位： 該当なし |
|--------------------------|---|---------------|
| 1 1.1 | <p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの | |
| 2 | 企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める | |
| 4 | 優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する | |
| 7 | <p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか | |

| コード | 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 |
|-------------|----------------------|-------|------|
| CG-AA-000.A | (1)Tier 1サプライヤーの数 | 定量 | 数 |
| | (2)Tier 1の先のサプライヤーの数 | 定量 | 数 |

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

建築用製品及び家具 Building Products & Furnishings (CG-BF)

「建築用製品及び家具」産業には、リフォーム用製品、自宅及びオフィス用の家具、並びに構造用の木製建築資材の設計及び製造に関わる企業が含まれる。

この産業の製品には、フロアリング、天井タイル、自宅及びオフィス用の家具及び什器、木製トラス、合板、羽目板、並びに板材が含まれる。

企業は、典型的には、流通チャネルを通じて小売店で、又は独立の若しくは自社で所有するディーラーを通じて、自社の製品を販売する。

| トピック | コード | 指標 |
|-------------------------------|--------------|---|
| 製造におけるエネルギー管理 | CG-BF-130a.1 | <ul style="list-style-type: none"> • (1)エネルギー総消費量 • (2)電力系統からの電力の割合 • (3)再生可能エネルギーの割合 |
| 製品ライフサイクルにわたる環境上の影響 (impacts) | CG-BF-410a.1 | <ul style="list-style-type: none"> • 製品のライフサイクルを通じた影響 (impacts) を管理し、サステナブルな製品の需要を満たすための取組み (efforts) の記述 |
| | CG-BF-410a.2 | <ul style="list-style-type: none"> • (1)回収した使用終了 (end-of-life) 材料の重量 • (2)回収してリサイクルした材料の割合 |
| 木材サプライチェーン管理 | CG-BF-430a.1 | <ul style="list-style-type: none"> • (1)購入した木質繊維材料の総重量 • (2)第三者認証を受けた森林地帯からの割合 • (3)第三者認証を受けた森林地帯からの割合 (基準ごと) • (4)他の木質繊維基準の認証を受けた割合 • (5)他の木質繊維基準の認証を受けた割合 (基準ごと) |

「建築用製品及び家具」産業は、エネルギー集約型の製造工程を通じて価値を生み出している。購入した電力は、産業全体にわたり、エネルギー消費の最大のシェアを占めるが、企業は化石燃料エネルギーを現場で使用する場合もある。

代替エネルギー源のコスト競争力が高まる一方で、とりわけ気候変動規制の進展や、エネルギー効率及び再生可能エネルギーに対する新たなインセンティブなどの要因により、**従来の電力系統からの電力の価格や、化石燃料価格のボラティリティが上昇する**場合がある。

エネルギー調達の源泉及び種類、並びに代替エネルギーの使用に関する決定は、エネルギー供給のコストとオペレーションの信頼性（reliability）に関するトレードオフを生み出す可能性がある。この産業は比較的低い利益率で運営されているため、**エネルギー消費の削減は財務業績に重大な（significant）影響（influence）を与える**場合がある。

企業がエネルギー効率、さまざまな種類のエネルギーへの依存及び関連するサステナビリティのリスク、並びに代替エネルギー源にアクセスする能力を管理する方法は、財務業績に影響を与える（impact）可能性が高い。

| コード： CG-BF- 130a.1. | 指標： (1)エネルギー総消費量 | 測定単位： ギガジュール(GJ) |
|---------------------------|---|---------------------|
| 1 | 消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示する | |
| 1.1 | すべての供給源からのエネルギーを含める <ul style="list-style-type: none"> • 企業の外部の供給源から購入したエネルギー • 企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギー | |
| 1.2 | 報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める | |
| 1.3 | 燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、以下のいずれかに方法に基づき、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用する <ul style="list-style-type: none"> • 直接測定する方法 • 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) から取得する方法 | |

| | | |
|---|---|-------------------------------------|
| コード : CG-BF- 130a.1. | 指標 : (2)電力系統からの電力の割合 | 測定単位 : パーセンテージ (%) |
| 2 | 消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示する | |
| 2.1 | この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：購入した電力系統からの電力の消費量 ÷ エネルギー総消費量 | |

| コード： CG-BF- 130a.1. | 指標： (3)再生可能エネルギーの割合 | 測定単位： パーセンテージ (%) |
|---------------------------|---|----------------------|
| 3 | 消費した再生可能エネルギーの割合を開示する | |
| 3.1 | 再生可能エネルギー：枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義（地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等） | |
| 3.2 | この割合は、再生可能エネルギー消費量をエネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：再生可能エネルギー消費量 ÷ エネルギー総消費量 | |
| 3.3 | 再生可能エネルギーの範囲は以下を含む： <ul style="list-style-type: none"> • 企業が消費した再生可能燃料 • 企業が直接生産した再生可能エネルギー • 企業が購入した再生可能エネルギー | |
| 3.4 | この開示の目的において、バイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、以下のいずれかの条件に該当するものに限定する： <ul style="list-style-type: none"> • 第三者の基準で認証された材料 • 再生可能エネルギー認証のためのGreen-eフレームワークのバージョン1.0（2017年）又はGreen-e地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料 • 適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料 | |

| コード： CG-BF- 130a.1. | 補足事項 |
|---------------------------|--|
| 4 | <p>この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用する 例：燃料使用量のHHVやキロワット時からギガジュール（GJ）への変換</p> |

特定の建築用製品又は家具によっては、原材料調達、輸送、製造、使用段階又は使用終了（end-of-life）の際に、重大な（significant）環境上の影響（impacts）が発生する可能性がある。

影響の少ない製品に対する消費者及び規制の選好の高まりにより、「グリーン建築資材」と広く呼ばれる、よりサステナブルな製品の開発が引き起こされている。

さらに、製品ライフサイクル認証は、企業とその顧客が製品のライフサイクルへの影響（impacts）を評価及び改善するためのツールとして登場した。

認証プログラムは、通常、製品カテゴリーの特定のサステナビリティの特性に対応し、製品の使用終了（end-of-life）の際の環境上の影響（impacts）を最小限に抑えて新しい材料の抽出又は製造の必要性を減らすのに役立つ、閉じた循環の中での材料の使用を含む。

使用済み製品の回収と影響の少ない材料の使用を促進する製品イノベーションと設計、製品認証プログラムの採用及び顧客との連携を通じて、建築用製品の製造業者はライフサイクル影響（impacts）の改善を実現し、**規制リスクを低減し、増大する顧客の需要に応え、コスト削減を実現することが**できる。

| コード： CG-BF- 410a.1. | 指標： 製品のライフサイクルを通じた影響 (impacts) を管理し、サステナブルな製品の需要を満たすための取組み (efforts) の記述 | 測定単位： 該当なし |
|---------------------------|--|---------------|
| 1 | <p>製品のライフサイクルを通じた環境への影響 (impacts) を評価及び管理するための戦略について説明する</p> <p>1.1</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価に関連する戦略：環境重視の設計原則、サステナビリティ・パフォーマンス基準、並びにスクリーニング・ツール及びサンプリング方法の使用を含む <p>1.2</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理に関連する戦略：材料の選択の変更、上流の環境上の影響 (impacts) の評価、製造（資源強度）の変更、リサイクルされた材料の使用、再生可能な材料の使用、包装の最適化、混載便のための設計、低エネルギー消費製品の設計、製品回収のための設計及びリサイクルのためのラベリングを含む | |
| 2 | <p>サステナブルな建築資材及び家具製品の需要を促進する要因について説明する</p> <p>（グリーンビルディング認証プログラム、連邦及び州の調達規準、小売業者からの需要又は消費者の需要（又はこれらの複数なもの）を含む）</p> | |
| 3 | <p>報告企業の取組み (efforts) の範囲を記述する</p> <p>（どの製品カテゴリー、事業セグメント又はオペレーション地域（又はこれらの複数のもの）に関連するかを含む）</p> | |

| コード： CG-BF- 410a.2. | 指標： (1)回収した使用終了 (end-of-life) 材料の重量 | 測定単位： メートルトン(t) |
|---------------------------|---|--------------------|
| 1 | 回収した材料の重量をメートルトン単位で開示する (リサイクル・サービス、製品回収プログラム、改修サービスを通じて回収されたものを含む) | |
| 1.1 | 開示の範囲には、廃棄物として処分される又はエネルギー回収に使用される代わりに回収された、使用終了 (end-of-life) 後の製品、材料及び部品を含める | |
| 1.2 | 開示の範囲には、以下の両方を含める <ul style="list-style-type: none"> • 企業が物理的に管理している材料 • 企業が物理的に保有していないが、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して第三者に収集業務を委託している材料 | |
| 1.3 | 開示の範囲からは、保証対象であり修理のために収集された製品及び部品は除外する | |

| コード： CG-BF- 410a.2. | 指標： (2)回収してリサイクルした材料の割合 | 測定単位： 重量のパーセンテージ (%) |
|---------------------------|--|----------------------------|
| 2 | 回収してリサイクル又は再製造した使用済み材料の割合を開示する | |
| 2.1 | リサイクル及び再製造した材料：生産又は製造工程を通じて再処理（reprocess）又は処理（treat）され、最終製品又は製品に組み込むためのコンポーネントとなった廃棄物 | |
| 2.2 | リサイクルした材料の範囲には、使用した材料、再利用した材料又は再生した材料を含む | |
| 2.2.1 | <ul style="list-style-type: none"> 再利用した材料：回収した製品又は製品のコンポーネントのうち、それらが考案された目的と同じ目的で使用されるもの | |
| 2.2.2 | <ul style="list-style-type: none"> 再生した材料：使用可能な製品を再生又は再生成するために処理されたもの | |
| 2.5 | リサイクル又は再製造した受入回収材料の重量について、受入回収材料の総重量で除して、その割合を計算する 計算式の例：リサイクル又は再製造した受入回収材料の重量 ÷ 受入回収材料の総重量 | |
| 2.6 | 新しい製品、連産品又は副産物に直接組み込まれる製品の部分のみを、リサイクルした割合に含める | |
| 2.7 | エネルギー回収を含め、焼却した材料は、再利用された、リサイクルされた又は再生されたものとはみなさない | |

「建築用製品及び家具」産業は、世界中の森林地帯から調達した大量の木材を利用している。

木材のサステナブルでない生産及び収穫は、生物多様性の損失や森林に依存するコミュニティの生活への弊害など、環境及び社会に悪影響（impacts）をもたらす可能性がある。

企業は、サステナブルでない林業実務の影響を受けやすい地域から、誤って木材を調達する場合がある。

違法伐採、環境汚染、又はコミュニティへの悪影響（impacts）に関する報告は、**企業のブランド価値を損ない、製品の需要に影響を与える**可能性がある、評判に関する反響をもたらすことがある。

さらに、違法に生産された木材の輸入に対処する規制により、**罰則が課されたり、ブランド価値をさらに損なったりする**可能性がある。

これらのリスクを軽減するために、企業は木材がサステナブルな方法で生育及び収穫されていることを確認する第三者認証をこれまで以上に採用している。

木材調達の認証を取得すると、**企業は認証された製品に対する顧客の需要を満たすことができるため、潜在的な成長チャネルを得る**可能性がある。

| コード： CG-BF- 430a.1. | 指標： (1)購入した木質繊維材料の総重量 | 測定単位： メートルトン(t) |
|---------------------------|--|--------------------|
| 1 | 報告期間中に購入した木質繊維材料の総量（風乾メートルトン単位）を開示する | |
| 1.1 | 木質繊維材料には、木質繊維ベースの原材料、コンポーネント、並びに、半製品及び完成品を含める。 | |
| 1.2 | 木質繊維ベースの材料の範囲には、リサイクルした原材料、未使用の原材料及び製造工程で直接消費するものを含め、完成品として販売するために処理するインプットのすべてを含める。ただし、エネルギー生成のためのバイオマスは除外する。 | |
| 1.3 | 木質繊維が材料、コンポーネント又は製品の一部を構成する場合、その部分を総量に含める | |

| コード： CG-BF- 430a.1. | 指標： (2)第三者認証を受けた森林地帯からの割合及び(3)基準ごとの割合 | 測定単位： 重量のパーセンテージ (%) |
|---------------------------|--|----------------------------|
| 2 | 購入した木質繊維材料の総重量のうち、第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの割合を開示する | |
| 2.3 | <p>上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、1つ以上の第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算する</p> <p>計算式の例：第三者認証を受けた森林地帯に由来するものの重量 ÷ 購入した木質繊維材料の総重量</p> | |
| 2.3.1 | 複数の第三者の森林管理基準の認証を受けた木質繊維材料は、一度だけ計算に含める | |
| 3 | 購入した木質繊維材料の総重量のうち、該当するそれぞれの第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの割合を、基準ごとに個別に開示する | |
| 3.1 | <p>上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、適用されるそれぞれの第三者の森林管理基準の認証を受けた森林地帯に由来するものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算する</p> <p>計算式の例：それぞれの第三者認証を受けた森林地帯に由来するものの重量 ÷ 購入した木質繊維材料の総重量（基準ごとに算定）</p> | |
| 3.1.1 | 複数の第三者の森林管理基準の認証を受けた木質繊維材料は、適用されるそれぞれの基準の計算に含める | |

| コード： CG-BF- 430a.1. | 指標： (4)他の木質繊維基準の認証を受けた割合及び(5)基準ごとの割合 | 測定単位： 重量のパーセンテージ (%) |
|---------------------------|---|----------------------------|
| 4 | 購入した木材繊維材料の総重量のうち、木質繊維基準の認証を受けているものの割合を開示する | |
| 4.1 | 木質繊維基準からは、第三者の森林管理基準を除外する。 | |
| 4.3 | <p>上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、木質繊維基準の認証を受けたものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算する</p> <p>計算式の例：木質繊維基準の認証を受けた木質繊維材料の重量 ÷ 報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量</p> | |
| 4.3.1 | 複数の木質繊維基準の認証を受けた木質繊維は、一度だけ計算に含める | |
| 5 | 購入した木質繊維材料のうち、木質繊維基準の認証を受けたものの割合について、基準ごとに個別に開示する | |
| 5.1 | <p>上記の割合は、報告期間中に購入した木質繊維材料のうち、それぞれの適用される木質繊維基準の認証を受けたものの重量（風乾メートルトン単位）について、報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算する</p> <p>計算式の例：それぞれの木質繊維基準の認証を受けた木質繊維材料の重量 ÷ 報告期間中に購入した木質繊維材料の総重量</p> | |
| 5.1.1 | 複数の第三者の木質繊維基準の認証を受けた木質繊維は、それぞれの適用される基準の計算に含める | |

| コード： CG-BF- 430a.1. | 注記 |
|---------------------------|---|
| 1 | <p>以下を記述する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第三者の森林管理基準の認証を受けていない森林地帯から木質繊維材料を調達する場合の実務 • 他の木質繊維認証基準の認証を受けていない木質繊維材料を調達する場合の実務 |
| 2 | <p>サプライヤーの林業及び収穫実務を検証するための方針を記述する (行動規範、監査又は契約 (又はこれらの複数のもの) を含むが、これらに限定されない)</p> |

| コード | 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 |
|-------------|---------|-------|---|
| CG-BF-000.A | 年間生産量 | 定量 | ユニット数、重量又は平方フィート（又はこれらの複数のもの）など、企業が追跡する一般的な単位 |
| CG-BF-000.B | 製造施設の面積 | 定量 | 平方メートル (m ²) |

